

心身に障害のある人を支えます

福祉サービス

心身に障害のある人の生活を支え、喜びや生きがいを持って暮らしていけるよう、さまざまな福祉サービスが受けられます。各サービスには利用者負担や所得の制限がありますので、くわしくは相談してください。

在宅で受けるサービス

● 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅にホームヘルパーが訪問し、日常生活の手伝いをします。

● 訪問入浴サービス

重度身体障害者の家庭に入浴車が訪問します。

● 移動支援事業

買い物などで外出するとき、移動の手伝いが受けられます。

施設で受けるサービス

● 児童発達支援

就学前の児童は、日常生活の基本的な指導や、集団生活への適応訓練などが受けられます。

● 放課後等デイサービス

就学している児童は生活能力

向上の訓練、社会との交流促進などが放課後や休日に受けられます。

● 短期入所

家族が病気、冠婚葬祭などで一時的に介護できなくなったときに、施設で短期間、入浴や食事などの介護が受けられます。

● グループホーム

障害者の自立を促すため、共同で生活をします。

● 福祉作業所などへの通所

障害などがあって雇用されることが難しい人は、通所により必要な訓練が受けられます。

助成サービス

● 医療費の助成

心身障害者（児）の医療費の自

己負担額が助成されます。

● 難病療養者医療費助成

指定難病療養者や小児慢性特定疾病療養者に加え、特定疾患療養者の医療費の自己負担額が助成されます。

＜指定難病療養者・小児慢性特定疾病療養者・特定疾患療養者＞

月額／14,000円まで（入院）、2,000円まで（通院）

＜重症認定者＞

月額／2,000円

● 福祉タクシー利用券の交付

福祉タクシーを利用する際、費用を助成する利用券が交付されます。交付できる枚数には、1か月当たりの上限があります。

● 補装具費の支給

補聴器、車椅子、装具、義足などを購入・修理する場合に、費用の一部が助成されます。※事前に申請が必要です。

生活保障

● 特別障害者手当

常に特別の介護を要する在宅の重度障害者に支給されます。月額／27,200円

● 特別児童扶養手当

在宅の障害児を養育している人に支給されます。月額／52,200円（1級）、

34,770円（2級）

● 障害児福祉手当

常に介護を要する在宅の重度障害児に支給されます。月額／14,790円

● なたきり身体障害者および重度知的障害者介護手当

在宅の寝たきり身体障害者、重度知的障害者を介護している人に支給されます。

※特別障害者手当などを受給している場合は除く。
月額／8,650円

● 心身障害者扶養年金制度

心身障害者を扶養している人で、県の心身障害者扶養年金に加入し、月々一定の掛け金を納付していた人が亡くなった場合、残された心身障害者に終身一定の年金が給付されます。

給付サービス

● 日常生活用具などの給付

在宅障害者（児）にストーマ装具、紙おむつ、歩行補助つえなどの日常生活に必要な用具が給付されます。

※事前に申請が必要です。

申し込み・問い合わせ先

社会福祉課障害福祉班

☎ 62・5351